

セレンの暫定排水基準の適用延長案について 環境省



水質汚濁防止法に基づく有害物質の排水基準のうちセレンについては、一部の工場・事業場で直ちに一律排水基準(0.1mg/l)を達成することが困難であることから、セレン化合物製造業に属する工場・事業場を対象とする暫定排水基準(0.3mg/l)が設定されています。

暫定排水基準が適用される工場・事業場においては、これまで一律排水基準の達成に向けて排水処理の各種技術検討・施設改良等が進められ、排出濃度の低減に向けた努力が続けられてきています。暫定排水基準の期限(平成 18 年1月 31 日)の到来にあたり、この業種の排水の処理状況を確認した結果、工場・事業場における排出濃度の実態調査において一定程度の排出濃度レベルの改善が認められているところではありますが、安定的な排水処理等の技術はいまだ開発・実用化の途上にあり、現時点においてなお、直ちに一律排水基準を達成することが困難な状況にあることがわかりました。

こうした状況を踏まえ環境省は、排水基準を定める環境省令を改正し、セレン化合物製造業については暫定排水基準の適用を平成 21 年1月 31 日まで延長する予定です。

当社では、セレンをはじめ水質汚濁防止法に基づく有害物質の分析を実施しております。また、排水処理に関してのご相談も受け付けております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料:2005 年 12 月 22 日付 EIC ネット

2005 年 12 月 22 日付 環境省 HP

総務部 佐藤潤一

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

